

ID: 5464

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	違反建築物に対する違反是正命令		
法令名 根拠条項	建築基準法第9条第1項 【準用】 建築基準法第88条第1項（擁壁等の工作物） 建築基準法第88条第2項（遊戯施設等の工作物） 建築基準法第88条第3項（防火地域内の看板等） 建築基準法第90条第3項（工事現場又は工事中の建築物）		
法令番号			
【基準】 建築基準法第9条（違反建築物に対する措置）の規定による			
備考	弁明の機会の付与 建築基準法第9条第2項～第4項にて「意見書の提出」又は「公開による意見の聴取」の機会が付与される。 なお、建築基準法第9条第15項の規定により、行政手続法第13条の適用は受けない。		
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日